

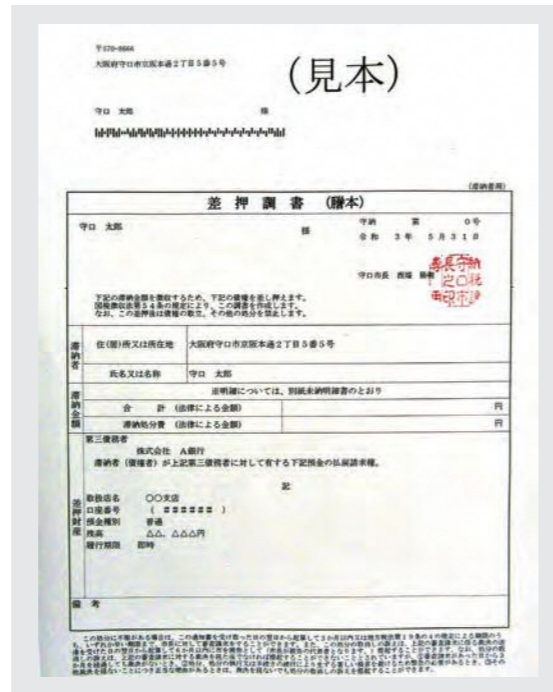
差し押さえとは？

市税に滞納があった場合、徴税吏員(納税課職員)は国税徴収法に基づき、滞納者の財産を調査、捜索できる権限を有しています。このため、滞納者の取引先金融機関や勤務先に対して、預金状況や給与などについての調査を行うことができます。

さらに、地方税法第331条等には、徴税吏員は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と明記されています。このため、調査の結果、滞納者に預金や生命保険、給与、不動産等の財産を保有していることが判明した場合、徴税吏員はその財産の差し押さえを実施しなければなりません。

また、こうした財産調査や差し押さえは、裁判所の令状を必要としません。徴税吏員自らが執行できる、いわゆる「自力執行権」として法律で認められています。これは「納税」が憲法で定められた「国民の義務」であるということにも由来します。

徴税吏員は、こうした強い権限を駆使し滞納整理にあたり、市財政の根幹を支える市税収入の確保に努めています。



差押文書

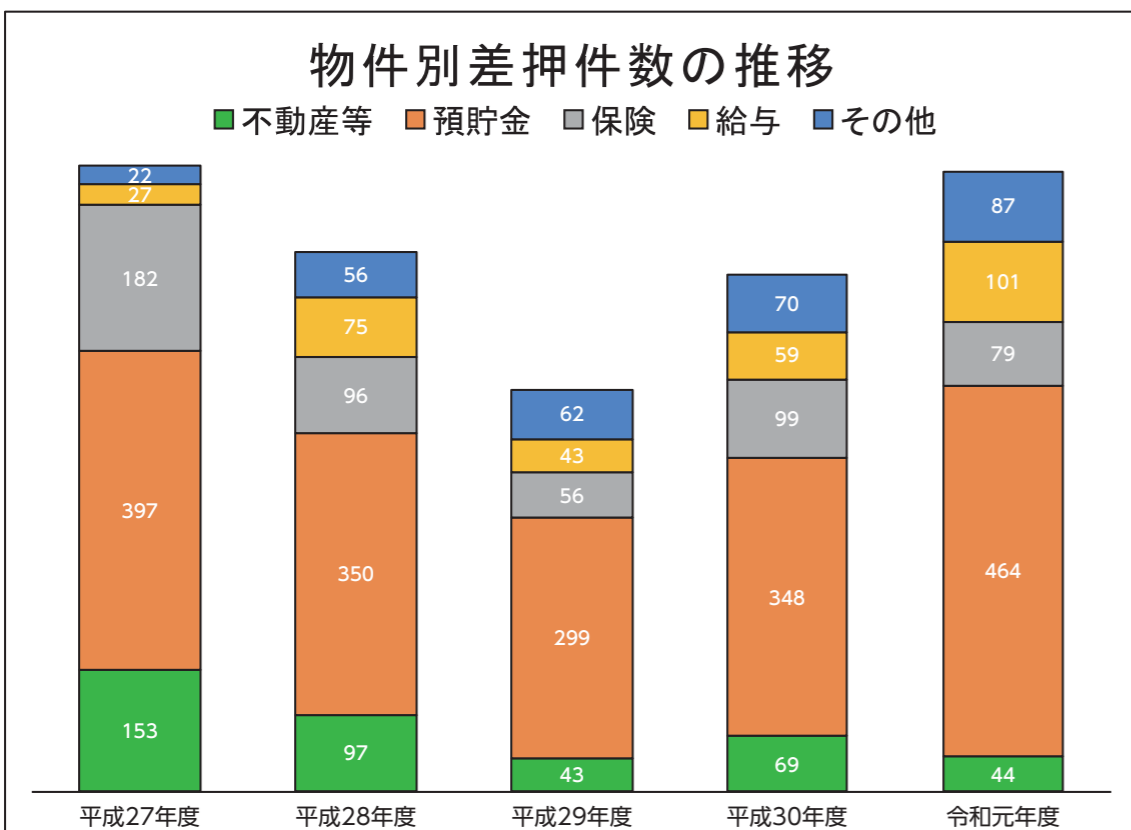
滞納処分の流れ



※納期限の約1カ月後に発送

物件別差押件数の推移

■不動産等 ■預貯金 ■保険 ■給与 ■その他



滞納はあかんで！

問納税課 TEL 06-6992-1852~1854



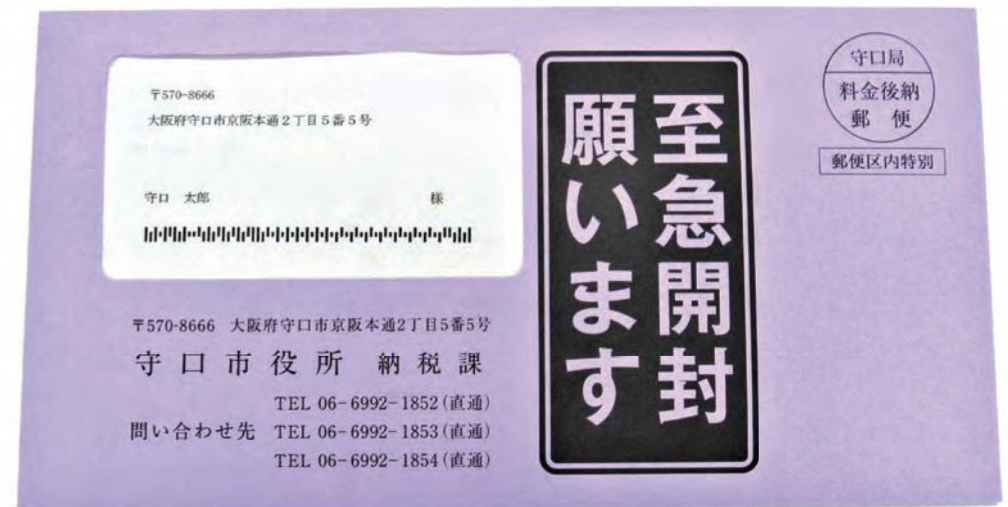
市税の納付漏れはありますか？

毎年5月から市税の新年度分の新規課税が始まります。前年度分の納付漏れはありますか？市税は、納期限内に納付しなければなりません。守口市では9割以上の方が納期限内に市税を納付し、それらを財源にさまざまな市民サービスを行っています。滞納はそうした人との公平性を欠くこととなります。

また、滞納を長期間放置していると、本税のほかに延滞金や督促手数料も納付しなければなりません。

納税課では、市税が滞納になっている人に対して、督促状を送付します。

それでも納付いただけない場合は、写真のような催告文書を送付することもあります。



催告文書の入った封筒

税目別納期限カレンダー

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
軽自動車税	全期 ※通知発送							
固定資産税・都市計画税	1期 ※通知発送		2期		3期		4期	
普通徴収 市府民税		1期 ※通知発送		2期		3期		4期

※12月は25日 その他の月は末日